

唐津市公告

新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の説明会開催について

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第5条第1項の規定に基づき、新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書を作成したことから、同条例第7条の2第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書の説明会を開催するため、次のとおり公告する。

令和8年7月1日

唐津市長 峰 達郎



1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称

唐津市

(2) 代表者の氏名

唐津市長 峰 達郎

(3) 事務所の所在地

唐津市西城内1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 対象事業の名称

新ごみ処理施設整備事業

(2) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設であって、焼却により処理する施設の設置の事業（佐賀県環境影響評価条例別表第17号に掲げる事業）

(3) 対象事業の規模

105t／日

3 対象事業が実施されるべき区域

唐津市北波多岸山地内

- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
唐津市（別図参照）

5 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 開催日時

令和8年7月23日（木）午後6時30分～午後8時00分（予定）

令和8年7月25日（土）午前10時00分～午前11時30分（予定）

(2) 開催場所

北波多公民館 大会議室（唐津市北波多徳須恵1097番地の12）

【別図】 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
対象事業実施区域から半径約 3km 程度の範囲を包含する地域（唐津市）
（伊万里市の地域は除く）

